

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄返還交渉資料第12巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43641</a>

沖繩乘組遺跡調査

Botschaft  
der  
Bundesrepublik Deutschland  
Tokyo

V 5 - SE

北米局長

参事官

批答課長

VERBALNOTE

Die Deutsche Botschaft beehrt sich, das Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten um seine wertvolle Unterstützung in folgender Angelegenheit zu bitten:

Am 25. September 1964 kam es an Bord des TTS "George Champion", Heimathafen Monrovia, der National Bulk Carriers Inc., 360 Lexington Avenue New York, auf der Reede von Mena al Ahmadi im Persischen Golf (Kuwait) zu einer Brandkatastrophe. Dabei fanden zwölf Besatzungsmitglieder des Tankers den Tod, darunter der deutsche Kapitän, der deutsche 1. Offizier, der deutsche 2. Offizier und der deutsche 3. Offizier. Die Witwen und Waisen der verunglückten deutschen Seeleute erhalten von der "Seekasse", Rentenversicherungsanstalt für Seeleute, Hamburg, Renten aus der gesetzlichen deutschen Rentenversicherung.

Die "Seekasse" beabsichtigt, die gemäß § 1542 Reichsversicherungsordnung auf sie übergegangenen Ersatzansprüche der Verunglückten bzw. ihrer Hinterbliebenen durch Klage in New York geltend zu machen. Diese Klage ist erfolversprechender, wenn sie nicht auf die Ersatzansprüche der Hinterbliebenen der getöteten deutschen Staatsangehörigen beschränkt bleibt, sondern die Ansprüche aller Hinterbliebenen der bei der Brandkatastrophe Verunglückten geltend gemacht werden.

Außer den erwähnten deutschen Staatsangehörigen fanden bei dem Brand folgende japanische Besatzungsmitglieder den Tod:

Shuky Talhara,	Matrose, geb. am	4.12.1926	in Naha
Shenishiro Nakahama,	Matrose, " "	9. 9.1925	" "
Shuko Jetikaso,	Matrose, " "	24. 3.1930	" "
Tushijo Mata Jushy,	Matrose, " "	10. 1.1932	" "

AN DAS  
MINISTERIUM DER  
AUSWÄRTIGEN ANGELEGENHEITEN

T O K Y O



4249 5431

- 2 -

Sisaboro Miyaky,	Matrose, geb. am	15. 5.1924	in Naha
Hidjo Arakaky,	Matrose, " "	11.11.1936	" "
Siky Ikihara,	Matrose, " "	12.12.1925	" "

Der "Seekasse" ist leider nicht bekannt, ob die Schreibweise der japanischen Namen in allen Fällen richtig ist. Die Namen wurden einer deutschen Übersetzung des arabischen Unfallberichts entnommen. Vermutlich stammen alle Besatzungsmitglieder aus Naha, der Hauptstadt Okinawas. Die Seekasse hat sich daher in dieser Angelegenheit an die Botschaft gewandt.

Die Botschaft wäre sehr dankbar, wenn die Namen und Anschriften der erbberechtigten Hinterbliebenen dieser getöteten japanischen Besatzungsmitglieder über die zuständigen Behörden in Naha auf Okinawa ermittelt und ihr jeweils der Erbschein oder ein vergleichbarer japanischer Nachweis über die Erbberechtigung zugeleitet werden könnten. Die "Seekasse" bzw. deren amerikanische Rechtsvertreter würden sich dann unmittelbar mit den Hinterbliebenen in Verbindung setzen und sie über die Möglichkeit, Schadensersatzansprüche zu erheben, unterrichten.

Allein die Ersatzansprüche der "Seekasse" belaufen sich - ohne Berücksichtigung der persönlichen Ansprüche der Hinterbliebenen - auf über 150.000,00 DM (= ca. Yen 13 509 000,-). In Anbetracht der Höhe der in Frage stehenden Beträge ist die "Seekasse" sehr interessiert daran, so rasch wie möglich Klage zu erheben. Die Botschaft wäre daher für eine baldige Auskunft sehr dankbar.

Die Botschaft benutzt auch diesen Anlaß, das Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten erneut ihrer ausgezeichneten Hochachtung zu versichern.

Tokyo, den 30. November 1965



V 5 - SE

口 上 書

在日獨逸大使館は、外務省に対して下記の件に就きその貴重な御援助を要請する光榮を有する。

1964年9月25日タービタンカー「ジョージチャンピオン号」一本籍港：モンロビア (Monrovia)、船主：National Bulk Carriers Inc.、住所：360 Lexington Avenue, New York - がペルシャ湾 (クウェート) メナ アル アマディ (Mena al Ahmadi) に停泊中甲板上に火災が発生した。その際、獨逸人船長、獨逸人一等航海士、獨逸人二等航海士及び獨逸人三等航海士を含む12名の同タンカー乗組員が死亡した。被災獨逸人海員の未亡人及び孤児は在ハンブルク船員年金保険局「海員保険金庫」より法律で定められている獨逸年金保険からの年金を受けることになっている。

前記「海員保険金庫」は、獨逸帝国保険規則1542条に従い同金庫に移行された被災者並びにその遺族の補償請求権をニューヨークに提訴して主張する意図を有している。この提訴は、それが単に死亡した獨逸国籍所有者の遺族の補償請求のみに止まらず、この火災事故の被災者全員の遺族の補償請求が主張される場合に始めて所期の効果が期待され得る。

本件火災事故では前記の獨逸国籍被災者の他に下記の日本人乗組員も死亡している。

Shuky Talhara 水夫 1926年12月4日那覇生

Shenishiro Nakahama 水夫	1925年9月9日那覇生
Shuko Jetikaso	" 1930年3月24日 "
Tushijo Mata Jushy	" 1932年1月10日 "
Sisaboro Mijaky	" 1924年5月15日 "
Hidjo Arakaky	" 1936年11月11日 "
Siky Ikihara	" 1925年12月12日 "

海員保険金庫では、前記日本人名の書き方が正しいか如何か遺憾ながら判らない。この氏名はアラビア語の事故報告を基とした獨逸語翻訳より採られたものである。恐らく全乗組員は沖縄の首都那覇出身と思われる。同金庫は従つて本件に関し当獨逸大使館に依頼して来た。

これらの日本人死亡乗組員の相続権ある遺族の氏名及び住所を沖縄那覇市の管轄官庁を通じて御調査戴き、且つ各人に対し夫々の相続権利証或いはそれに相当する日本の相続権利に関する証明書を送付して戴ければ獨逸大使館は甚だ感謝に堪えない。然る後、海員保険金庫乃至はその米国人代理人が直接日本人遺族と連絡を執り損害補償請求を申立てる可能性あることを報せる。

海員保険金庫の補償請求だけでも一遺族の個人的請求を計算に入れず一15万ドイツ・マルク以上(日本貨約1,350万9千円)に達する。問題の金額の高から云つても「海員保険金庫」は、可及的速やかに提訴することに非常な関心を有している。大使館は従つて速やかに御回答を戴ければ感謝に堪えない。

在日獨逸連邦共和國大使館

大使館はこの機会に、改めて外務省に対し深甚なる敬意を表明する。

東京、1965年11月30日

特選

タイプ指示	発信用	執務用	計
主信	1		1
付	1123		
届			

発送	昭和40年12月14日
発信	タイプ1123 14

文書課長 (印) 公 信 案 (分項)

公 信 番 号	第 1500 号	公 信 日 付	昭和40年12月14日
夫 主 管	北米局長	起 案 日 付	昭和40年12月8日
政 務 次 官	参 事 官	起 案 者	河内事務官
事 務 次 官	北米課長	電 話 番 号	398
外 務 審 議 官			
官 房 長			
西 欧 課 長			
受 信 者	總理府 特別地域連絡局長	発 信 者	北米局長
送 信 日 光		(希望発信日)	月 日
件 名 アカ-の火災事故による死亡に日本赤十字の遺族の氏名住所調査の依頼について			
14 130			
GA-2	外務省	回覧番号	425

米北第1500号

昭和40年12月14日

総理府特別地域連絡局長 殿

外務省北米局長

タンカーの火災事故により死亡した日本人乗組員

の遺族の氏名、住所調査に依頼に付

今般在京ドイツ大使館から、1965年11月25日付

の上書をもと、去る9月25日 フォート・ペルシヤ湾に停

泊中のタンカー「ジョージチャンピオン」号の甲板上の火災事故

により、ドイツ船員とともに沖縄那覇市出身と思われる

日本人乗組員7名も死亡したところ、被災者遺族への

補償請求上必要につき、死亡したこれらの日本人乗組員の

GA-4

外務省

相続権ある遺族の氏名および住所の調査および  
各遺族の相続権を証明する文書の送付に依頼  
いたしました。

ついでに、これらの死亡日本人乗組員は沖縄出身者  
と思はれますので、詳細別添ドイツ大使館の上書字  
により御了知の上、各遺族の氏名、住所の調査および  
これらの遺族の相続権を証明する文書の入手に、然る  
べく御取計の程よく、結果至急御回答願  
います。

付属物添付

GA-4

外務省

Botschaft  
der  
Bundesrepublik Deutschland  
Tokyo

V 5 - SE

北米局長  
参事官

北米課長

Verbalnote

Die Botschaft der Bundesrepublik Deutschland beehrt sich,  
das Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten an ihre Verbal-  
note vom 30. November 1965 -- V 5 - SE --, betreffend die Er-  
mittlung der Namen, Anschriften und Nachweise der Erbberechtigung  
der Hinterbliebenen der bei dem Brand am 25. September 1964 an  
Bord des TTS "George Champion" getöteten japanischen Besatzungs-  
mitglieder, zu erinnern. Sie wäre für eine baldige Beantwortung  
verbunden, da die Rentenversicherungsanstalt "Seekasse" die An-  
gaben dringend zur Abwicklung der außerordentlich hohen Schadens-  
ersatzansprüche benötigt.

Die Botschaft der Bundesrepublik Deutschland benutzt auch  
diesen Anlaß das Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten ihrer  
ausgezeichnetsten Hochachtung zu versichern.

Tokyo, den 9. Februar 1966



An das  
Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten  
T o k y o

本館の12月10日付の信に  
対しては、係員が  
迅速に要請す。

原	旭	通	要	連絡
要	研究	至	急	
課	長	上	村	
技	村	河	内	
寄	藤	吉	田	
行	馬	山	田	
渡	辺	平	田	
大	崎	吉	津	
中	田			



92  
20  
0

(訳文) 在日獨逸連邦共和國大使館

V 5 - SE

口 上 書

在日獨逸大使館は外務省に対し、1964年9月25日タービン・タンカー「ジョージ チャンピオン号」の火災の際死亡した日本人乗組員遺族の氏名、住所及び相続権の存在証明の調査に関する1965年11月30日付当大使館口上書(V 5 - SE)をこゝに指摘御検討を要請する光栄を有する。

本国の「海員保険金庫」は異例の高額に亘る補償要求の問題を解決するため緊急にこの資料を必要としているので、当大使館としては速やかに回答を迫られている事情にある事をお伝えする。

獨逸連邦共和国大使館はこの機会をかり、外務省に対して改めてこゝに深甚なる敬意を表明する。

東京、1966年2月8日





タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/		/
付	203		
戻			

発送 昭和41年2月15日  
 発信 北 タイプ 101

文書課長 (印) 公 信 案 (分項)

公 信 第 198 号 公 信 昭和41年2月14日 日  
 起案 昭和42年2月14日

大 北米局長  
 政務次官 参事官  
 事務次官 北米課長  
 外務審議官  
 官 長 主任 起案者 北 電話番号 398

受信者 総理府特別地域連絡局長  
 発信者 北米局長

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 タンカー火災事故による死亡した日本人乗組員の遺族の氏名住所調査に依頼すること。

GA-2 外務省 回覧番号

米北第198号

昭和41年2月14日

総理府特別地域連絡局長 殿

外務省北米局長

タンカー火災事故による死亡した日本人乗組員の遺族の氏名住所調査に依頼すること。

客年12月14日付米北第1500号公信をもって依頼いたしました本件に関し、在日ドック大使館から2月8日付口上書をもって速やかなる回答を要請致し、北米の、同日口上書写別添送付いたしました。本件調査の促進方なるべく御取計願います。

制紙添付

GA-4 外務省



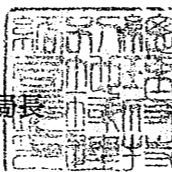
北米局長  
参事官  
北米課長

総特第725号

昭和41年2月22日

外務省北米局長 殿

総理府特別地域連絡局長



タンカーの火災事故により死亡した日本人乗組員の遺族の氏名、住所調査など依頼について(回答)

昭和40年/2月/4日付米北第/500号をもつて依頼のありました標記について、那覇日本政府南方連絡事務所を通じ琉球政府法務局に照会した結果、下記のとりの回答を得たので各遺族の相続権を証明する文書としての戸籍謄本各一通とともに回送します。

記

死亡者氏名	遺 族		
	住 所	氏 名	続柄
いけはらせいき 池原盛喜			
たからまさよし 高良昌義			

総 理 府

みやぎせいざぶるう 宮城清三郎			
またよしとしお 又吉稔夫			
いとかずまさゆき 糸数昌幸			
あらがきひでお 新垣秀男			
ながはましんいちろう 長浜真一郎			

総 理 府

41.2.23  
41.2.22

K4-3 No.91 要  
英  
訳  
丸

タイプ指示	発信用	執務用	計
主	付	付	3
付属校査渡計 (不文十字)			(不文十字) 2, 1, 3)

発送日 昭和41年3月18日  
 発信 独逸 校査

文書課長 (印) 公信案 (分類)

公信番号 米北 第 17 号 公信日付 昭和41年3月18日

大 臣 主任 北米局長  
 政務次官 参事官  
 事務次官 北米課長  
 外務審議官  
 官房長 主任

起案 昭和41年2月25日  
 起案者 後藤 電話番号 444

解任班 (独逸大使館)

受信者 在日 独逸大使館  
 発信者 外務省

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 (タンカーの火災事故に死亡した日本人乗組員の遺族の氏名・住所などの調査に關する回答)

1 184

GA-2 外務省 回覧番号

口上書

外務省は、在日独逸大使館に敬意を  
 表すとともに、1965年11月30日付及び1966年2月  
 8日付 独逸大使館口上書 (V5-SE) に 答 復し  
 1964年9月25日、タービンタンカー「ジョージ・キャンセッ  
 号」の火災の際死亡した日本人乗組員遺族の  
 氏名、住所を下記のとおり通報し、各遺族の  
 相続権を証明する文書として 戸籍謄本各一通を  
 送付した。

GA-4 外務省

添付の光栄と有子。

翻譯  
班  
長  
神  
戶

Translation

No. 17/NAN

NOTE VERBALE

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of the Federal Republic of Germany and, referring to the latter's notes verbales (V5-SE) of November 30, 1965, and of February 8, 1966, respectively, has the honour to inform the Embassy of the names and addresses of the bereaved families of the Japanese crew members who perished in the fire that broke out on TTS "George Champion" on September 25, 1964, <sup>below</sup> as listed <sup>below</sup> and to forward herewith one copy each of the family registers showing the successors to the deceased persons :

Names of the deceased :	Addresses of the bereaved families	Names of the bereaved families	Relationship to the deceased
-------------------------	------------------------------------	--------------------------------	------------------------------

Seiki Ikehara

Masayoshi Takara

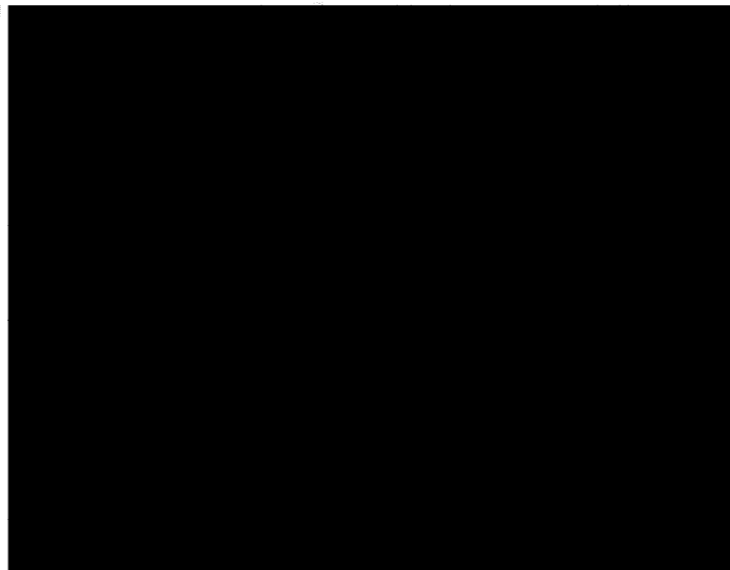
Seizaburo Miyagi

Toshio Matayoshi

Masayuki Itokazu

Hideo Aragaki

Shin-ichiro Nagahama



Tokyo, March / , 1966

渡船安全操業規程



北米局  
参事官  
北米課長

沖縄籍船舶に肉子 在米大  
使館からの通報について

( 42.5.19 )  
米北

19日午前 在米大使館 パネル表示板に渡辺氏に  
対し 電報を以て 次の通り通報致した。

1. 沖縄渡船 第1 Kyugo Maru RC 第1 Yuho  
Maru が 燃料系統故障 乗組員急病のため

一時的に緊急入港を 18日 電報 処理済

2. 第8南琉丸につき 洋館より連絡があった。

(内容は 当方の 艦隊司令部 電第 648号 とほぼ同様  
であるが 以下に 以下の諸長が含まれている)

(1) 同船は 領海侵犯の疑いあり 裁判を以て 係争  
中と見られる。

GA-6

(2) 同船は 在米大使館に 無許使用を 禁止  
したため 同船からの 無許連絡が行われな

らなると 在米大使館に 知らしめられ 留表を  
付す。

(3) 同船は 拿捕された時 日章旗のみを掲げ  
た。 (" Travel flying Japanese flag only.

RPT No Ryukyuan pennant.")

(4) 同船は 他に 沖縄籍船舶が 滞留したと

いふ事はない。 同船は 在米大使館に  
渡辺氏に 台湾籍船舶が 一隻の存在を

GA-6





米国民の旅客の有効性に対する制限と同一理由の説明

かの制限の下におくことを説明するかと  
 したのに対し、先ずは、米国の施政権下にある(注  
 民に対し、他の米國施政権下の地域(注)と同  
 様の規制を行なうというところ、この規制自  
 在にこの規制を行なうこと  
 事に問題があるか、ないか、かの点である  
 以上、沈没について、これを削除せよと言われ  
 るの点には、これは不可能であると答へた。よつ  
 ても、かの規定を残すことにより、沈没に  
 対しては、これを今に削除せよ、というものは、ない  
 いた日本旅客乗船という措置そのものの政治的意義  
 が失われることは、説明するに足るべきである  
 以上、この点も説明をどう説明するかと  
 更に、交渉向と協定を、また、現在  
 かの規制が行なわれることの証拠を示す  
 ことには、(これは日本側の旅客乗船に伴う新設  
 規制ではない)  
 以上、先ずは調査をする。  
 4. 7月、先ずは、沈没の船隻の船主と話し、

に国籍権を設けることを考慮し、現在の  
 形では、船隻の船主が外国に出生した船員が  
 存在する船と全く異なる何事か問題が生じた  
 場合、その国籍が不明である、と述べた。  
 先ずは、現在の形が、おかしな点を指摘する  
 点から、国籍を記入するならば、米側として  
 どの施政権者としての責任を明らかにする権利  
 の点から、記入した方がよいのではないか、と答へ  
 た。以上、明らかになる何らかの記載事項と  
 5. 7月、先ずは、沈没船のインボイス  
 上の安全検査の問題につき、先ず朝日新聞に  
 掲載された記事につき、USCARより、沈没船  
 (この記事は米大使館に送られたもので、日本側は  
 共同通信を通じて知られた)がある、  
 渡米船のGRDに対し、何事かの形が、インボ  
 イスと安全検査に固有の合点が、あるかとの

アロウが来たが、具体的提案は無く、米側と  
に交渉して交渉しなされる意向である

の2点があった。車内交渉<sup>内水宣言</sup>という  
一般の問題と関連があるが、ワシントンから

連絡があると思ふべきだ。これに対し、当方よ  
り、小売店、漁業訓練センター、漁船提供等、漁業

現在交渉中の6,000万ドル借款  
の援助を行なう所は、安全確保の保証をこの際  
とらなければならないと感懐をもち、これは、これである

が、朝日に報道された花確定の件については、  
以下、この交渉の際、マカタン大は、これは、これである

が、かかる経済品物の割合が有効な<sup>中南米諸国との関係</sup>なものである  
と、先方は、交渉の日本からの援助に反対する

日本がそのようなバーゲンを行なうことは  
望まれない。また、これは、これである。今後は、これと交渉して、これである。

6. 最後は、当方より、本土海岸無海防を沖縄渡航  
に使用される問題につき、トキガ、パーパーと交渉

し、先方は、検討する所だ。

7. 先方より、沖縄関係諸懸案について、今後は  
1回1回1度くらい定期的に意見交換を行なう

たいと述べたので、当方より、実は、こちらからも、同  
様の提案を行なうたいと考へて、これである。

第一懸案処理は、とどまらず、より基本的な方面の  
問題についても話し合つて行きたい旨述べておいた。

秘  
無期限

法規課長  
南米課長

北米局長  
参事官  
北米課長

法規課長  
南米課長

「インドネシア内水」に於ける漁船の安全操業問題

昭和42.6.1  
米北

6月1日 在米大使館パーネル書記官は、北米線長に対し、電話にて、「インドネシア内水」に於ける日本漁船の安全操業問題について、日本政府は、何らかの交渉方針を固めつつあるか否かを照会した。上記、北米線長は、外務省、水産省の両方で非公式な検討を開始している段階であり、交渉方針の具体化については、線長は「状況」であるが、北米局に対しては、日本漁船の安全に何らかの措置をとる場合、当然に漁船も均しくし得るよう、米側にも連絡を確保する必要がある旨を説明した。

パーネルは、右インドネシア大使館係官が、インドネシア外務省領事部係官と本件について意見の交換をしたと云う。インドネシア係官は、説明前に、在ジャカルタ前日本総領事に対し、漁獲物の一部を、インドネシアに無償提供するところに基づき安全操業について解決し得るまでは、たしかに、示唆を行っており、これに対する日本側の反応を待っている次第であると述べた。この旨がジャカルタより電報が来ていると述べた。当方では、先づ趣旨の公式報告はなからず、この程度、インドネシア側の真面目であるか不明であるが、事実とすれば、少なくとも、インドネシア側の本件について話し合う気持があることを示すことには、異論があると思つて、調べたい旨を答へた。

(旅券録の送前総領事に附おめたと云ふ。  
インドのア外務省領事館の事務担当者か。

各々の趣旨の語句、しきりにしては、  
であるが、~~その趣旨の語句~~ ともして非公式

を考へておいて、おぼつかいとの感傷が  
あると云ふであらう)

秘  
無  
別  
印

近洋課長  
条約局長  
北米局長  
参事官  
旅券課長  
法規課長  
北米課長

沖繩籍船乗組員の船員  
手帳に日本国籍明示は...  
申意見承り

昭和42. 6. 1.  
米北

6月1日在米米大使館心一書記官は、  
他国自他北米課長に電話連絡越しに際

5月29日最方より要請があった沖繩船員手帳に  
日本国籍を明示する件につきは、ザハレン

官は、日本政府乃至は琉球政府は、日本国籍を  
有する権利がないこと、technicalityの故に、  
証明

実施不可能と見解であると述べた。よて  
北米課長より、外国人の場合何らかの証拠書  
船員

類の提出を求め、これに基づいて国籍を記入  
するに必要とあるが、琉球住民たるが

要件として「日本国籍を有するに」琉球政府

章費により定められているのであるが、琉球  
住民たる船員は、格別の証拠書類を提示

するまでもなく、当然日本国籍を有するに  
知られるわけであり、琉球政府が、ドイツ国

籍やギリシャ国籍を船員手帳に記入する  
権限があるわけであれば、当然日本国籍を表示

を記入して差し支えないはずである。最方より  
ある technicality 云々の理解し難い旨を  
とくに琉球政府章費の取違に似せ

したことは、心一書記官は、早速琉球政府章費  
を研究し、さらに協賛、検討するに

したと述べた。

系規コメント

船員手帖の口籍欄への記入は口籍証明を意味する訳ではない。単なる事実の記入に過ぎない。

現に琉球政府は船員手帖の口籍欄にドイツ口籍やギリシャ口籍を記入している。ゆえに

あつても船員手帖の口籍欄には外国人を含め本人の口籍を記入しない。(運輸省の照会あり)

従って沖縄の船員手帖に日本口籍を記入するとの問題は発生する。

なお、技術的にも琉球住民たる要件として日本口籍を有するものは琉球政府章典に規定されて

いる以上、米側の主張は筋が通らない。

大塚外務事務次官

近井外務審議官

別添字印布

情報文化局長

報道課長

別添字印布

北米局長

参事官

北米課長

秘 無期限

インドネシア領海中の沖縄漁船問題

について

42.8.23  
米北

東京米大使館ハノーワ参事官は23日午後1時頃電話合議地交渉長に対し、現地交渉の件

同米日米(朝)報道振りにつき次のとおり述べている。

最近の日本側新聞報道を以て見ると、現地での交渉努力は専ら日本側のみであるという印象

を受ける。実際にはグリーン大使以下現地米大使館鋭意努力中であり、事件の如き場合は法

律上の義務責任を備わった日本両口の外交が協力していることは御承知のとおりである。

併し、余り、日米側の協力のため浮彫りされた  
という事は、先づ米大使館、米政府等に加えて

希むに及ばぬ反響を招くであろうとを御考慮ありたい。

↓ ~~和平の~~ ~~いう~~ ~~こと~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~政治的~~ ~~配慮~~ ~~の~~ ~~意味~~  
これは決して ~~を~~ ~~云~~ ~~う~~ ~~意~~ ~~旨~~ ~~は~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~、今後 ~~の~~ ~~ため~~ ~~の~~

から ~~も~~ 上記お合叶の上、報道関係者 <sup>との間に</sup> ~~は~~ ~~な~~ ~~ら~~ ~~ず~~ ~~も~~  
話題となる場合は、前述の 日米両国長官の

協力 の 例 の ま 特 に 言 及 び 頂 け ら れ ば 有 難 い。